

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
8月18日
(火曜日)

目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(住宅課)……………

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………

県営枇杷の木地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………



山口県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
下関市豊田町土地改良区	平成二、八、六
下関市清未土地改良区	"

山口県告示第三百三十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 人	所 氏 名
-----	-----	-------	-------

豊北町加入 下関市豊北町大字神田二二九五の六 小山 勉 山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
豊北町加入	平成二十一年八月十八日から同年九月一日まで	山口県漁業協同組合

山口県告示第三百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、福岡県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 福岡県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下松市旗岡三丁目六番
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
-----	---------	-----

鉄筋コンクリート造 地上六階建

二、八一八平方メートル

四戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年八月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年八月二十七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三一一八七〇）にすること。

山口県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、大内県営住宅新築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大内県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 周南市大内町二番一
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	二、〇〇五平方メートル	三〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年八月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年八月二十七日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十一年九月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三三―三八七〇）にすること。



(二五九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 三びきのこぶた

代 表 者 の 氏 名 堀江 秀紀

主たる事務所の所在地 柳井市南町三丁目九番二号

三 定款に記載された目的

発達障害児者に対する適切な療育、正しい自閉症の知識の啓発、生き生きとした地域生活の場の提供に関する事業を行い、自閉症・発達障害児者によりよい成長と幸福な人生の創造に寄与すること。

(二六〇) 県営枇杷の木地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営枇杷の木地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年八月十八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営枇杷の木地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年八月十八日発行

発行人

山口県知事

三
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課
平成二十一年八月十九日から同年九月七日まで